

A 様

神戸市監査委員	櫻 井 誠 一
同	田 中 健 造
同	北 川 道 夫
同	大 井 としひろ

### アジュール舞子内施設の利用に関する住民監査請求について（通知）

平成 24 年 3 月 30 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

### 記

#### 第 1 請求の内容

平成 24 年 3 月 30 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

##### 1. 請求の要旨

- (1) 神戸市が所有しているアジュール舞子西側地区について、神戸市と㈱ホロニックはその土地について使用目的を特定して賃貸借契約を締結している。地代は地価から想定される地代の約半分であり、地域住民に対する福祉に供することを念頭に置いたものになっている。従って温水歩行浴の運営は義務的な営業と認められる。しかしながら、㈱ホロニックは契約段階からこの温水歩行浴の運営は止めようと考えていたと言明（平成 23 年 9 月 4 日 説明会）していた。これは明白な契約不履行であり、その旨を神戸市（建設局公園砂防部管理課）に伝えたが履行をせまる等の働き掛けもなく契約不履行を容認している状態である。
- (2) ㈱ホロニックは平成 23 年 3 月 14 日付「ホテル内施設の増改築についてのお願い」を提出し、これを受けて神戸市（建設局公園砂防部管理課）は平成 23 年 3 月 31 日付け「建物増改築承諾書」を出しているが、両書類において温水歩行浴の廃止は明記されておらず、利用者はホテル側からの平成 23 年 8 月 23 日付け廃止通告によって初めて温水歩行浴の廃止を知るに至った状況である。極めて不備な「増改築願い」と「建物

増改築承諾書」によって契約書第2条 使用目的に明記された温水歩行浴の廃止が実行されたわけであり、甚だ不当な対応であると言わざるを得ない。

- (3) 温水歩行浴の廃止は契約書における重大な変更であり、担当部局の判断だけで実施できるものでなく、議会の承認が必要と考えられる。
- (4) 以上(1)～(3)の理由により温水歩行浴の廃止は不当に財産の管理を怠る事実該当する。神戸市は㈱ホロニックに対し温水歩行浴を再開するよう要求すべきである。

地方自治法 242 条第 1 項の規定により、事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

## 第2 受理できない理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

本件請求についてみると、執行機関又は職員による不当に怠る事実の結果、具体的な損害が市に発生しているか否かが問題となる。

この点、判例では、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである」（平成6年9月8日最高裁判例）とされているが、本件請求においては、怠る事実の結果、市に損害が発生しているかについては記載がなされていない。

よって、本件請求は地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。